植物防疫法の一部を改正する法律案 新旧対照条文 目次

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
農林水産省設置法(平成十一年法律第九十八号)(附則第十二条関係)	登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)	植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号):
(附則第十二条関係) ·········· 35	登録免許税法(昭和四十二年法律第三十五号)(附則第十条関係) 34	(昭和二十五年法律第百五十一号)

植物防疫法の一部を改正する法律案 新旧対照条文

植物防疫法(昭和二十五年法律第百五十一号)

0

(傍線部分は改正部分)

2 この法律で「有害植物」とは、真菌、粘菌、細菌、寄生植物及び	2 この法律で「有害植物」とは、真菌、粘菌及び細菌並びに寄生植
第二条(略)	第二条 (略)
(定義)	(定義)
産の安全及び助長を図ることを目的とする。	防止し、もつて農業生産の安全及び助長を図ることを目的とする。
に有害な動植物を駆除し、及びそのまん延を防止し、もつて農業生	に有害な動植物の発生を予防し、これを駆除し、及びそのまん延を
第一条 この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物	第一条 この法律は、輸出入植物及び国内植物を検疫し、並びに植物
(法律の目的)	(法律の目的)
附則	M 附 則
第八章 罰則(第三十九条—第四十二条)	第八章 罰則(第三十九条—第四十五条)
第七章 雑則(第三十五条—第三十八条の二)	第七章 雑則(第三十五条―第三十八条の二)
第六章 都道府県の防疫(第二十九条—第三十四条)	第六章 都道府県の防疫(第二十九条—第三十四条)
第五章 指定有害動植物の防除(第二十二条—第二十八条)	第五章 指定有害動植物の防除(第二十二条—第二十八条)
第四章 緊急防除(第十七条—第二十一条)	第四章 緊急防除(第十七条—第二十一条)
	第三章の二 侵入調査 (第十六条の六―第十六条の八)
第三章 国内植物検疫(第十二条—第十六条の五)	第三章 国内植物検疫(第十二条—第十六条の五)
第二章 国際植物検疫(第五条の二―第十一条)	第二章 国際植物検疫(第五条の二―第十一条)
第一章 総則(第一条—第五条)	第一章 総則(第一条—第五条)
目次	目次
現	改正案

つて、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう。物及び草(その部分、種子及び果実を含む。)並びにウイルスであ

- 3 (略)
- り農林水産大臣の登録を受けた者をいう。 この法律で「登録検査機関」とは、第十条の四第一項の規定によ

(植物防疫官の権限)

第四条 できる。 要な最少量に限り、 は、土地、 定物品」という。)若しくはこれらの容器包装があると認めるとき しくは指定物品若しくはこれらの容器包装を無償で集取することが これらの容器包装等を検査し、 のある動植物 土若しくは農機具その他の農林水産省令で定める物品(以下「指 又は有害動物若しくは有害植物が付着しているおそれがある植物 当該疑いのある動植物並びに当該植物、 植物防疫官は、 貯蔵所、 (以下この項において 倉庫、 当該疑いのある動植物若しくは当該植物 有害動物若しくは有害植物であることの疑い 事業所、 関係者に質問し、 船舶、 「疑いのある動植物」という。 車両又は航空機に立ち入 土及び指定物品並びに 又は検査のため必 土若

を所有し、若しくは管理する者に対し、その廃棄を命じ、又は当該必要があるときは、植物防疫官は、当該有害動物若しくは有害植物めた場合において、これを駆除し、又はそのまん延を防止するため2 前項の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があると認

。 ウイルスであつて、直接又は間接に有用な植物を害するものをいう

3 (略)

物又は有害植物による損害の発生を予察し、及びそれに基づく情報気象、農作物の生育等の状況を調査して、農作物についての有害動を適時で経済的なものにするため、有害動物又は有害植物の繁殖、1、1の法律で「発生予察事業」とは、有害動物又は有害植物の防除

(植物防疫官の権限)

を関係者に提供する事業をいう。

当該植物又は容器包装を無償で集取することができる。を検査し、関係者に質問し、又は検査のため必要な最少量に限り、がある植物又は容器包装があると認めるときは、土地、貯蔵所、倉第四条 植物防疫官は、有害動物又は有害植物が附着しているおそれ

2 蔵所、 必要があるときは、 めた場合において、 前項の規定による検査の結果、有害動物又は有害植物があると認 倉庫、 事業所、 これを駆除し、 植物防疫官は、 船車又は航空機を所有し、 当該植物、 又はそのまん延を防止するため 容器包装、 又は管理する者に 土地、 貯

管理する者に対し、 所 倉庫、 土若しくは指定物品若しくはこれらの容器包装、 事業所、 船舶、 その消毒を命ずることができる。 車両若しくは航空機を所有し、 土地、 若しくは 貯蔵

対し、

その消毒を命ずることができる。

3 • 4 (略)

検疫有害動植物

第五条の二 るものをいう。 用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であつ 次の各号のいずれかに該当するものとして農林水産省令で定め この章で「検疫有害動植物」とは、 まん延した場合に有

(略)

- 置がとられているもの 規定によりこれを駆除し 既に国内の一部に存在しており、 又はそのまん延を防止するための措 かつ、 この法律その他の法律
- 2 学識経験を有する者その他の関係者の意見を聴かなければならない るときは、 農林水産大臣は、 あらかじめ、 前項の規定による農林水産省令を定めようとす 有害動物又は有害植物の性質に関し専門の

3 4 (略)

検疫有害動植物

第五条の二 るものをいう。 用な植物に損害を与えるおそれがある有害動物又は有害植物であつ 次の各号のいずれかに該当するものとして農林水産省令で定め この章で「検疫有害動植物」とは、 まん延した場合に有

(略)

その他防除に関し必要な措置がとられているもの 既に国内の一部に存在しており、 かつ、 国により発生予察事業

2 るときは、 る者の意見を聴かなければならない。 農林水産大臣は、 あらかじめ公聴会を開き 前項の規定による農林水産省令を定めようとす 利害関係人及び学識経験があ

輸入の制限

第六条 検疫有害動植物が付着するおそれがあるものとして農林水産省令で 定めるものに限る。 ものを除く。 動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定める 輸入する植物 以下この項及び次項において同じ。 以下この章において「検疫指定物品」という。 (栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害 又は指定物品

輸入の制限

第六条 装は、 動植物が付着するおそれが少ないものとして農林水産省令で定める 疫有害動植物が付着していないことを確かめ、 ものを除く。 輸入する植物 輸出国の政府機関により発行され、 以下この項及び次項において同じ。)及びその容器包 (栽培の用に供しない植物であつて、検疫有害 かつ、 又は信ずる旨を記載 その検査の結果検

。 は検疫指定物品及びこれらの容器包装については、この限りでないものでなければ、輸入してはならない。ただし、次に掲げる植物又、又は信ずる旨を記載した検査証明書又はその写しを添付してあるつ、その検査の結果検疫有害動植物が付着していないことを確かめ)及びこれらの容器包装は、輸出国の政府機関により発行され、か

より特に綿密な検査が行われるものは検疫指定物品及びこれらの容器包装であるためこの章の規定に一植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入する植物又

れ、当該電子計算機に備えられたファイルに記録されたもの防疫所の使用に係る電子計算機(入出力装置を含む。)に送信さいこれらの容器包装であつて、検査証明書又はその写しに記載さ二 農林水産省令で定める国から輸入する植物又は検疫指定物品及二

2

2

入してはならない。この場合においては、同項ただし書(第一号を載した検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸回で検査を行う必要があるものとして農林水産省令で定める基準に適合していることについてその輸出の農林水産省令で定める基準に適合していることについてその輸出で、第八条第一項の規定による検査を的確に実施するため当該植物で、第八条第一項の規定による検査を的確に実施するため当該植物で、第八条第一項の規定による検査を的確に実施するため当該植物で、第八条第一項の規定による検査を的確に実施するため当該植物で、第八条第一項の規定による検査を的確に実施するため当該植物で、第八条第一項の規定によるほかが、場出を確かめ、又は信ずる旨を記述が、第八条第一項の規定によるほかが、第八条第一項の規定によるほかが、第八条第一項の規定による。 一個で、第八条第一項の規定によるに適合していることについてその輸出で、第八条第一項の規定によるほか、輸出国の政府機関によりていることを確かめ、又は信ずる旨を記述が、第八条第一項の規定による。

ては、この限りでない。してはならない。ただし、次に掲げる植物及びその容器包装についした検査証明書又はその写しを添付してあるものでなければ、輸入

行われるものびその容器包装であるためこの章の規定により特に綿密な検査ががその容器包装であるためこの章の規定により特に綿密な検査が植物検疫についての政府機関を有しない国から輸入する植物及

備えられたファイルに記録されたもの子計算機(入出力装置を含む。)に送信され、当該電子計算機にの政府機関から電気通信回線を通じて植物防疫所の使用に係る雷あつて、検査証明書又はその写しに記載されるべき事項が当該国一 農林水産省令で定める国から輸入する植物及びその容器包装で

においては、同項ただし書(第一号を除く。)の規定を準用する。しを添付してあるものでなければ、輸入してはならない。この場合は、一般査の結果農林水産省令で定める検疫有害動植物が付着していれた検査の結果農林水産省令で定める検疫有害動植物が付着していれた検査の結果農林水産省令で定める検疫有害動植物が付着していれた検査の結果農林水産省令で定める検疫有害動植物が付着していれた検査の結果農林水産省令で定める検疫有害動植物が付着していた。

3 植物及び次条第一項に掲げる輸入禁止品は、郵便物として輸入す

3

検疫指定物品及び次条第一項に規定する輸入禁止品

は、

郵

)の規定を準用する。

場以外の場所で輸入してはならない。 便物として輸入する場合を除き、農林水産省令で定める港及び飛行

- 4 輸入してはならない。 定する信書便物(次項において「信書便物」という。)としては、 送達に関する法律(平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規 形包装物及び小包郵便物以外の郵便物又は民間事業者による信書の 植物、 検疫指定物品及び次条第一項に規定する輸入禁止品は、 小
- 5 者は、 らない。 包装物及び小包郵便物以外の郵便物又は信書便物として受け取つた 植物、 遅滞なく、 検疫指定物品又は次条第一項に規定する輸入禁止品を小形 その現品を添えて植物防疫所に届け出なければな

6 略

(輸入の禁止)

第七条 でない。 う。)に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、 める特別の用 入してはならない。 何人も、次に掲げる物(以下「輸入禁止品」という。)を輸 (第九条第三項各号において ただし、 試験研究の用その他農林水産省令で定 「試験研究等用途」とい この限り

<u>〈</u> 匹 略

2 るところにより 項ただし書の許可を受けようとする者は、 農林水産大臣に許可の申請をしなければならない 農林水産省令で定め

3 これを管理する施設が農林水産省令で定める技術上の基準に適合し 農林水産大臣は 前項の申請に係る輸入禁止品の輸入後において

> る場合を除き、 入してはならない。 農林水産省令で定める港及び飛行場以外の場所で輸

- 4 次項において「信書便物」という。)としては、 郵便物以外の郵便物又は民間事業者による信書の送達に関する法律 (平成十四年法律第九十九号)第二条第三項に規定する信書便物 植物及び次条第一項に掲げる輸入禁止品は、 小形包装物及び小包 輸入してはならな
- 5 その現品を添えて植物防疫所に届け出なければならない。 便物以外の郵便物又は信書便物として受け取つた者は、 植物又は次条第一項に掲げる輸入禁止品を小形包装物及び小包郵 遅滞なく、

略

6

(輸入の禁止)

第七条 の限りでない。 める特別の用に供するため農林水産大臣の許可を受けた場合は、こ 入してはならない。 何人も、 次に掲げる物 ただし、試験研究の用その他農林水産省令で定 (以下 「輸入禁止品」という。)を輸

〈 四 略

(新設)

ていると認めるときでなければ 第 項ただし書の許可をしてはな

- 4 受けたことを証する書面を添付して輸入しなければならない。 第一項ただし書の許可を受けた場合には、 同項ただし書の許可を
- 5 他必要な条件を付することができる。 一項ただし書の許可には、輸入の方法、 輸入後の管理方法その
- 6 だし書の許可を受けた者が前項の規定により付された条件に違反し 項の技術上の基準に適合しなくなつたと認めるとき 止品の廃棄その他の必要な措置をとるべきことを命ずることができ たときは、 農林水産大臣は、 当該第一項ただし書の許可を取り消し、 第 項ただし書の許可に係る第三 又は当該輸入禁 項の施設が同 又は第一 項た

7 略

輸入植物等の検査

第八条 第三項の規定による検査を受けた場合及び郵便物として輸入した場 があるかどうかについての検査を受けなければならない。 指定する検疫有害動植物を除く。第七項及び次条において同じ。) 官から、第六条第一項及び第二項の規定に違反しないかどうか、輸 輸入禁止品及びこれらの容器包装につき、 合は、この限りでない。 入禁止品であるかどうか、並びに検疫有害動植物(農林水産大臣が その旨を植物防疫所に届け出て、その植物、 植物、 検疫指定物品又は輸入禁止品を輸入した者は、 原状のままで、 検疫指定物品又は ただし、 植物防疫 遅滞な

2 前項の規定による検査は、 第六条第三項の港又は飛行場の中の 植

> 2 する書面を添附して輸入しなければならない。 前項但書の許可を受けた場合には、同項の許可を受けたことを証

3 要な条件を附することができる。 第一項但書の許可には、 輸入の方法、 輸入後の管理方法その他必

(新設)

4 (略)

(輸入植物等の検査)

第八条 郵便物として輸入した場合は、この限りでない。 害動植物 ればならない。ただし、 び次条において同じ。)があるかどうかについての検査を受けなけ に違反しないかどうか、輸入禁止品であるかどうか、並びに検疫有 物防疫所に届け出て、その植物又は輸入禁止品及び容器包装につき 原状のままで、植物防疫官から、第六条第一項及び第二項の規定 植物又は輸入禁止品を輸入した者は、 (農林水産大臣が指定する検疫有害動植物を除く。 本条及 第三項の規定による検査を受けた場合及び 遅滞なく、その旨を植

2 前項の検査は、 第六条第三項の港又は飛行場の中 の植物防疫官が

疫官が指定する場所で行うことができる。、農林水産大臣が定める基準に適合するその他の場所のうち植物防物防疫官が指定する場所で行う。ただし、特別の事由があるときは

- 立つて検査を行うことができる。 定物品及びこれらの容器包装につき、船舶又は航空機内で輸入に先って物品及びこれらの容器包装につき、船舶又は航空機内で輸入に先って、植物防疫官は、必要と認めるときは、輸入される植物又は検疫指っ
- その旨を植物防疫所に通知しなければならない。
 、検疫指定物品又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いの、検疫指定物品又は輸入禁止品を包有し、又は包有している疑いの4 日本郵便株式会社は、通関手続が行われる事業所において、植物
- 5 (略

、植物防疫官の検査を受けなければならない。 は、その郵便物を添え、遅滞なく、その旨を植物防疫所に届け出てであつて植物又は検疫指定物品を包有しているものを受け取つた者6 前項の規定による検査を受けていない小形包装物又は小包郵便物

7 (略)

要な限度において、当該携帯品の検査を行うことができる。れているかどうかを判断するため、必要な質問を行うとともに、必た物を除く。)のうちに植物、検疫指定物品又は輸入禁止品が含また物を除く。)のうちに植物、検疫指定物品又は輸入禁止品が含まる。植物防疫官は、外国から入港した船舶又は航空機に乗つてきた者

(廃棄、消毒等の処分)

は、植物防疫官は、その植物若しくは検疫指定物品及びこれらの容第九条 前条の規定による検査の結果、検疫有害動植物があつた場合

指定する場所で行う。

装につき、船舶又は航空機内で輸入に先立つて検査を行うことがで3 植物防疫官は、必要と認めるときは、輸入される植物及び容器包

きる。

5 (略)

ければならない。
なく、その旨を植物防疫所に届け出て、植物防疫官の検査を受けな物を包有しているものを受け取つた者は、その郵便物を添え、遅滞の検査を受けていない小形包装物又は小包郵便物であつて植

7 (略)

(新 設)

(廃棄、消毒等の処分)

は、植物防疫官は、その植物及び容器包装を消毒し、若しくは廃棄第九条 前条の規定による検査の結果、検疫有害動植物があつた場合

しくは廃棄すべきことを命じなければならない。管理する者に対して植物防疫官の立会いの下にこれらを消毒し、若器包装を消毒し、若しくは廃棄し、又はこれらを所有し、若しくは

- 2 植物防疫官は、第六条第一項から第五項まで若しくは前条第一項 2 植物防疫官は、第六条第一項から第五項まで若しくは前条第一項 2 を所持している者に対して植物防疫官の立会いの下にこれらを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命ずることができる。同条第七項のし、若しくは廃棄すべきことを命ずることができる。同条第七項のに係る植物についてもまた同様とする。
- この限りでない。は、植物防疫官は、これを廃棄する。ただし、次に掲げる場合は、3 第七条第一項の規定に違反して輸入された輸入禁止品があるとき
- | 植物防疫官が当該輸入禁止品を試験研究等用途に供する場合この限りでない。|

(新設

- ない。
 ときは、植物防疫官は、検査に合格した旨の証明をしなければなら禁止品に該当せず、かつ、これらに検疫有害動植物がないと認めた禁止品に該当せず、かつ、これらに検疫有害動植物がないと認めたがらの容器包装が第六条第一項及び第二項の規定に違反せず、輸入100円では、100円がは、100円では、1
- **6** 第三項第二号の許可には、第七条第二項、第三項、第五項及び第

(新設)

ばならない。 立会いの下にこれを消毒し、若しくは廃棄すべきことを命じなけれし、又はこれを所有し、若しくは管理する者に対して植物防疫官の

- に係る植物についてもまた同様とする。 規定による隔離栽培の命令の違反があつた場合において、その違反下にこれを廃棄すべきことを命ずることができる。第八条第七項の廃棄し、又はこれを所持している者に対して植物防疫官の立会いの廃棄しくは第六項の規定に違反して輸入された植物及び容器包装を項若しくは第六項の規定に違反して輸入された植物及び容器包装を
- 物防疫官は、これを廃棄する。
 3 第七条の規定に違反して輸入された輸入禁止品があるときは、植
- (新設)
- (新設)

(輸出植物等の検査)

けた後でなければ、これらを輸出してはならない。 を必要としている植物又は物品及びこれらの容器包装につき、植物とする者は、当該植物又は物品及びこれらの容器包装につき、植物とする者は、当該植物又は物品及びこれらの容器包装につき、植物が変にのない。

ことができる。 | 「官が必要と認めるときは、当該植物又は物品の所在地において行う」をが必要と認めるときは、当該植物又は物品の所在地において行うと、前項の規定による検査は、植物防疫所で行う。ただし、植物防疫

と認めるときは、植物検疫証明書を交付しなければならない。 品及びこれらの容器包装が当該輸入国の要求の全てに適合している 植物防疫官は、第一項の規定による検査の結果、その植物又は物

をすることができる。 ときは、前項の植物検疫証明書の交付を受けた物について更に検査 4 植物防疫官は、輸入国の要求に応ずるため、必要があると認める

4

国の要求に適合している旨の確認をした植物又は物品及びこれらの関が、第十条の四第一項の規定による登録に係る検査において輸入5 第一項及び前項の規定にかかわらず、植物防疫官は、登録検査機

(輸出植物の検査)

れを輸出してはならない。 についての検査を受け、これに合格した後でなければ、こ 包装につき、植物防疫官から、それが当該輸入国の要求に適合して いることについての検査を受け、これに合格した後でなければ、こ につき、植物防疫官から、それが当該輸入国の要求に適合して いることについるの検査を輸出しようとする者は、当該植物及び容器

めるときは、当該植物の所在地において行うことができる。前項の検査は、植物防疫所で行う。但し、植物防疫官が必要と認

第一項の検査を受けることができない。
地で植物防疫官の検査を受け、その検査に合格した後でなければ、その他農林水産省令で定める植物については、あらかじめその栽培3 輸入国がその輸入につき栽培地における検査を要求している植物

できる。 ときは、第一項の検査を受けた物についてさらに検査をすることがときは、第一項の検査を受けた物についてさらに検査をすることが植物防疫官は、輸入国の要求に応ずるため、必要があると認める

一部を行わないことができる。 国する者に対して、その携帯品(第一 物を除く。)のうちに同項に規定する 判断するため、必要な質問を行うとと 当該携帯品の検査を行うことができる。 度の技術を要する検査 の容器包装の目視による検査 の容器包装の目視による検査 の容器包装の目視による検査 の方に該当する者は、登録を受けることがなく かに該当する者は、登録を受けることがなく かに該当する者は、登録を受けることがなく かに該当する者は、登録を受けることがなく

- の取消しの日から二年を経過しないものを含む。) され、その取消しに係る法人の業務を行う役員であつた者でそ | おれた者が法人である場合においては、その取消しの日前三十 | 第十条の十五第一項から第三項までの規定により登録を取り消
- に該当する者があるもの 法人であつて、その業務を行う役員のうちに前二号のいずれか

(登録の基準)

、農林水産省令で定める。
、農林水産省令で定める。
た者が次に掲げる要件の全てに適合しているときは、その登録をし第十条の四 農林水産大臣は、第十条の二の規定により登録を申請し

- と。

 技能を有する者として農林水産省令で定めるものが検査を行うこけ能を有する者として農林水産省令で定めるものが検査を行うこいて単に「検査」という。)を適確に行うために必要な知識及びいて単に「検査」という。)を適確に行うために必要な知識及び
- る体制が整備されていること。 するために必要なものとして農林水産省令で定める基準に適合す 一、検査の業務(以下「検査業務」という。)の公正な実施を確保
- 2 登録は、次に掲げる事項を登録台帳に記帳して行う。
- 登録年月日及び登録番号
- 一登録検査機関の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつては、

2 前項の変更登録(以下この条及び第十条の十五第二項第五号におおって単に「変更登録」という。)を受けようとする者は、農林水産ければならない。 3 第十条の三及び第十条の四の規定は、変更登録について準用する。 (検査の義務)	を変更しようとするときは、変更登録を受けなければならない。第十条の六 登録検査機関は、第十条の四第二項第三号に掲げる事項(変更登録)	(登録の更新) (登録の更新) (登録の更可) (登録の更可) (登録の更可) (登録の更可) (登録の可) (登	3 農林水産大臣は、登録をしたときは、遅滞なく、前項各号に掲げ四 登録検査機関の主たる事務所の所在地 五 前各号に掲げるもののほか、農林水産省令で定める事項 る事項を公示しなければならない。
	(新 設)	(新 設)	

2 農林水産大臣は、前項の規定による許可をしたときは、遅滞なく検査業務の全部又は一部を休止し、又は廃止してはならない。第十条の十 登録検査機関は、農林水産大臣の許可を受けなければ、(業務の休廃止)	の他の農林水産省令で定める事項を定めておかなければならない。 第十条の九 登録検査機関は、検査業務に関する料金の算定方法そときも、同様とする。 ときも、同様とする。 ときも、同様とする。	(登録事項の変更の届出) (登録事項の変更の届出) (登録事項の変更の届出) (登録事項の変更の届出) (基準に適合する方法により検査を行わなければならない。
· (新 設)	(新 設)	(新 設)	(新 設)

その旨を公示しなければならない。

(財務諸表等の備付け及び閲覧等)

第十条の十 場合における当該電磁的記録を含む。 務所に備えて置かなければならない。 第四十五条において「財務諸表等」という。 式で作られる記録であつて、電子計算機による情報処理の用に供さ 事業年度の財産目録、 れるものをいう。 磁気的方式その他の人の知覚によつては認識することができない方 びに事業報告書(これらの作成に代えて電磁的記録(電子的方式、 登録検査機関は、 以下この条において同じ。 貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書並 毎事業年度経過後三月以内に、 次項第一 を作成し、 号及び第三号並びに の作成がされている 五年間事 その

- 2 第十条第一項に規定する者その他の利害関係人は、登録検査機関務所に備えて置かなければならない
- 閲覧又は謄写の請求 財務諸表等が書面をもつて作成されているときは、当該書面のた費用を支払わなければならない。 た費用を支払わなければならない。
- 前号の書面の謄本又は抄本の請求
- 表示したものの閲覧又は謄写の請求電磁的記録に記録された事項を農林水産省令で定める方法により財務諸表等が電磁的記録をもつて作成されているときは、当該
- あつて農林水産省令で定めるものをいう。)により提供すること理組織を使用する方法その他の情報通信の技術を利用する方法で四 前号の電磁的記録に記録された事項を電磁的方法(電子情報処

新設

	業務の公正な実施上不適当となつたと認めるときは、当該業務規程2 農林水産大臣は、第十条の九第一項の認可をした業務規程が検査
	べきことを命ずることができる。
	こと又は倹査の方法その也の業務の方法の牧嵜こ必要な措置をとるないと認めるときは、当該登録検査機関に対し、検査を実施すべき
	違反していると認めるとき、又は登録検査機関が行う検査が適当で
(新設)	第十条の十四 農林水産大臣は、登録検査機関が第十条の七の規定に
	(改善命令)
	るべきことを命ずることができる。
	該登録検査機関に対し、当該要件に適合するために必要な措置をと
	号に掲げる要件のいずれかに適合しなくなつたと認めるときは、当
(新設)	第十条の十三 農林水産大臣は、登録検査機関が第十条の四第一項各
	(適合命令)
	より公務に従事する職員とみなす。
	治四十年法律第四十五号)その他の罰則の適用については、法令に
	2 登録検査機関及びその職員で検査業務に従事する者は、刑法(明
	己の利益のために使用してはならない。
	あつた者は、その検査業務に関して知り得た秘密を漏らし、又は自
	その役員。次項において同じ。)及びその職員並びにこれらの者で
(新設)	第十条の十二 登録検査機関(その者が法人である場合にあつては、
	(秘密保持義務等)
	の請求又は当該事項を記載した書面の交付の請求

を変更すべきことを命ずることができる。

(登録の取消し等)

らない。
「おかに該当するに至つたときは、その登録を取り消さなければな第十条の十五」農林水産大臣は、登録検査機関が第十条の三各号のい

- 務の全部若しくは一部の停止を命ずることができる。ときは、その登録を取り消し、又は一年以内の期間を定めて検査業別に、登録検査機関が次の各号のいずれかに該当する
- | 第十条の七、第十条の八第一項、第十条の九第一項、第十条の|| 第十条の|| 第十条の九第一項、第十条の九第一項、第十条の|| 第十条の|| 第十条0|| 第十8|| 第十8|| 第十8|| 第十8|| 第十8|| 第十8|| 第十8||
- いで検査業務を実施したとき。
 二 第十条の九第一項の規定により認可を受けた業務規程によらな

十第一項、第十条の十一第一項又は次条の規定に違反したとき。

- 前二条の規定による命令に違反したとき。
- とき。

 一
 とき。

 一
 とき。

 一
 とき。

 一
 に
 の

 手段により

 登録若しくはその

 更新又は
 変更登録を受けた
- く、その旨を公示しなければならない。農林水産大臣は、前三項の規定による処分をしたときは、遅滞な

で、有害動物又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移第十六条の二 農林水産省令で定める地域内にある植物又は指定物品(植物等の移動の制限)	ついて準用する。	は従業者その他の関係者に質問させることができる。 査業務の状況若しくは帳簿、書類その他の物件を検査させ、若しく査機関の事務所、事業所その他検査業務を行う場所に立ち入り、検簿、書類その他の物件の提出を求め、又はその職員に、当該登録検	安な限度において、登録検査機関に対し、必要な報告衆の十八 農林水産大臣は、第十条から前条までの規立録検査機関に対する報告の徴収等)	てはならない。 「登録検査機関以外の者は、その行う業務が検査に関するものであると人を誤認させるような表示、広告その他の行為をしるものであると人を誤認させる行為の禁止)	、これを保存しなければならない。 (帳簿を備え、検査業務に関し農林水産省令で定める事項を記載し) 第十条の十六 登録検査機関は、農林水産省令で定めるところにより (帳簿の記載等)
又は有害植物のまん延を防止するため他の地域への移動を制限する第十六条の二 農林水産省令で定める地域内にある植物で、有害動物(植物等の移動の制限)			(新設)	(新設)	(新設)

なけ 定める基準に従つて消毒したと認める旨を示す表示を付したもので 害動物又は有害植物が付着していないと認め、 省令で定めるところにより、植物防疫官が、その行う検査の結果有 動を制限する必要があるものとして農林水産省令で定めるもの及び これらの容器包装は、農林水産省令で定める場合を除き、 れば、 他の地域へ移動してはならない。 又は農林水産省令で 農林水産

2 略

物等の移動の禁止

第十六条の三

(略)

2 六項中 物若しくは土及びこれらの容器包装」と読み替えるものとする。 理方法」 用する。 容器包装の移動後」 とあるのは 前 前項の農林水産省令を定める場合には第五条の二第二項の規定を 「移動しなければ」と、 項ただし書の場合には第七条第二項から第六項までの規定を準 この場合において とあるのは 輸入禁止品」 「植物、 لح 有害動物若しくは有害植物又は土及びこれらの 「移動の方法 とあるのは 同条第四項中 同条第五項中 同条第三項中 植物 移 動後の管理方法」 「輸入しなければ」とあるの 一輸入の方法 有害動物若しくは有害植 輸入禁止品の輸入後」 ٢ 輸入後の管 同条第

船舶等への積込み等の禁止

第十六条の四 及びこれらの容器包装が移動されることを防止するため必要がある 規定に違反して植物 と認めるときは、 植物防疫官は、 これらの物品を所有し、 指定物品、 第十六条の二第一 有害動物若しくは有害植物又は土 又は管理する者に対し、 項又は前条第一項 0

> は、 地域へ移動してはならない。 つて消毒したと認める旨を示す表示を附したものでなければ、 植物が附着していないと認め、 ろにより、 必要があるものとして農林水産省令で定めるもの及びその容器包装 農林水産省令で定める場合を除き、 植物防疫官が、その行なう検査の結果有害動物又は有害 又は農林水産省令で定める基準に従 農林水産省令で定めるとこ 他の

2 略

(植物等の移動の禁止)

第十六条の三 (略)

2 る。 前 前 頭ただし書の場合には第七条第二項及び第三項の規定を準用す **「項の農林水産省令を定める場合には第五条の二第二項の規定を**

船車等 の積込み等の禁止)

第十六条の四 きは、 の容器包装が移動されることを防止するため必要があると認めると 規定に違反して植物、 これらの物品を所有し、 植物防疫官は、第十六条の二第一 有害動物若しくは有害植物又は土及びこれら 又は管理する者に対し、 項又は前条第一項 船車若しく

(新設)	第十六条の七 農林水産大臣は、侵入警戒有害動植物の国内への侵入
	(侵入調査事業)
	への侵入を特に警戒する必要があるもの一既に国内の一部の地域に存在しており、かつ、国内の他の地域
	を特に警戒する必要があるもの 国内に存在することが確認されておらず、かつ、国内への侵入
	れかに該当するものとして農林水産大臣が指定するものをいう。するおそれがある有害動物又は有害植物であつて、次の各号のいず
	植物に重大な損害を与え、又は有用な植物
(新設)	第十六条の六 この章で「侵入警戒有害動植物」とは、まん延した場
	(侵入警戒有害動植物)
(新設)	第三章の二 侵入調査
	くは廃棄することができる。
命じ、又は自らこれを廃棄することができる。 牧びに出及てこれらの容器を装を戻れてきる。	これらの消毒若しくは廃棄を命じ、又は自らこれらを消毒し、若しくに有害権勢力に言及てこれらの名器を装を見れてき者に対して
物くよ上をがこれらり容器引表を所持ける者ですして、 でつる裏を 第一項の規定に違反して移動された 植物、有害動物若しくは有害植	・、は有害値物とよ上及がこれらり容器型表と所持たる者で対して、第一項の規定に違反して移動された植物、指定物品、有害動物若し
第十六条の五 植物防疫官は、第十六条の二第一項又は第十六条の三	第十六条の五 植物防疫官は、第十六条の二第一項又は第十六条の三
(廃棄処分)	(消毒又は廃棄処分)
を取り卸すよう命ずることができる。	込みをしたこれらの物品を取り卸すよう命ずることができる。
は船車若しくは航空機に積込み若しくは持込みをしたこれらの物品	な
は航空機にこれらの物品の積込み若しくは持込みをしないよう、又	船舶、車両若しくは航空機にこれらの物品の積込み若しくは持込み

いう。)を行うものとする。又は国内での分布の状況を調査する事業(以下「侵入調査事業」と

従い、侵入調査事業に協力しなければならない。2 都道府県は、農林水産大臣が都道府県の承諾を得て定める計画に

(通報義務)

所長又は都道府県知事に通報しなければならない。ん延するおそれがあると認めた者は、遅滞なく、その旨を植物防疫第十六条の八人侵入警戒有害動植物が、新たに国内に侵入し、又はま

()))

第十七条 新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在しておれる場合は、この限りでない。 ながまして有用な植物に重大な損害を与えるおそれがある場合、又は有害動物若しくは有害植物によれを駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、農林を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、農林を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、農林を駆除し、又はそのまん延を防止するため必要があるときは、農林を取除し、この限りでない。

前までに次の事項を告示しなければならない。
2 農林水産大臣は、前項の規定による防除を行うには、その三十日

一~三 (略)

四 その他防除の実施に関し必要な事項

(緊急防除実施基準)

(新設)

(防除)

第十七条 新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在して な場合は、この段のでない。 第十七条 新たに国内に侵入し、若しくは既に国内の一部に存在して な場合は、この章の規定により、防除を行うものとする。但し、 水産大臣は、この章の規定により、防除を行うものとする。但し、 水産大臣は、この章の規定により、防除を行うものとする。但し、 水産大臣は、この章の規定により、防除を行うものとする。但し、 水産大臣は、この章の規定により、防除を行うものとする。但し、 水産大臣は、この章の規定により、防除を行うものとする。但し、 水産大臣は、この章の規定により、防除を行うものとする。但し、 水産大臣は、このでは、別に法律で定めるところにより防除が行わ 本林病害虫等について、別に法律で定めるところにより防除が行わ ながまれる場合は、この限りでない。

前までに次の事項を告示しなければならない。
2 農林水産大臣は、前項の規定による防除をするには、その三十日

一~三 (略)

四 その他必要な事項

はいて「緊急方余尾値甚単」という。」と定めることができる。 ついて、同項の規定による防除の実施に関する基準(以下この条に明らかであると認められるものとして農林水産省令で定めるものにに重大な損害を与えるおそれが高く、かつ、行うべき防除の内容がとなる有害動物又は有害植物のうち、まん延した場合に有用な植物第十七条の二 農林水産大臣は、前条第一項の規定による防除の対象

(新設)

る。 緊急防除実施基準においては、次に掲げる事項を定めるものとす

有害動物又は有害植物の発生状況に関する調査の方法有害動物又は有害植物の種類

四 その他防除の実施に関し必要な事項

防除の内容

うとするときは、有害動物又は有害植物の性質に関し専門の学識経3 農林水産大臣は、緊急防除実施基準を定め、又はこれを変更しよ

4 農林水産大臣は、緊急防除実施基準を定め、又はこれを変更した験を有する者の意見を聴かなければならない。

ときは、

遅滞なく

これを公表するものとする。

間を十日まで短縮することができる。 よる防除を行うときは、同条第二項の規定にかかわらず、同項の期5 農林水産大臣は、緊急防除実施基準に従つて前条第一項の規定に

(防除の内容)

ため必要な限度において、次に掲げる命令をすることができる。第十八条 農林水産大臣は、第十七条第一項の規定による防除を行う

有害動物又は有害植物が付着し、

又は付着するおそれがある植

(防除の内容)

| において、左の各号に掲げる命令をすることができる。 | 第十八条 農林水産大臣は、前条第一項の防除を行うため必要な限度

有害動物又は有害植物が附着し、

又は附着するおそれがある植

21

こと。 物を栽培する者に対し、当該植物の栽培を制限し、又は禁止する

- 禁止すること。

 | 対しているおそれがある植物、土、農機具若しくは運搬用具その他しているおそれがある植物、土、農機具若しくは運搬用具その他に、有害動物若しくは有害植物又はこれらが付着し、若しくは付着
- こと。
 、又は管理する者に対し、その消毒その他の必要な措置を命ずる、又は管理する者に対し、その消毒その他の必要な措置を命ずると機具、運搬用具その他の物品又は倉庫その他の施設を所有し四、有害動物又は有害植物が付着し、又は付着しているおそれがあ

2

動物若しくは有害植物若しくはこれらが付着し をさせることができる。 その他の物品若しくは倉庫その他 物が付着し、 いるおそれがある植物若しくは土若しくはこれらの容器包装の消毒 よる告示をしないで、前項各号の命令をし、 林水産大臣は、その必要の限度において、第十七条第二項の規定に め同条第二項又は前条第五項の規定によるいとまがないときは、 除去、 第十七条第一 廃棄その他の必要な措置若しくは有害動物若しくは有害植 若しくは付着しているおそれがある農機具、 項の場合において、緊急に防除を行う必要があるた の施設の消毒その他の必要な措置 又は植物防疫官に有害 若しくは付着して 運搬用具 農

こと。物を栽培する者に対し、当該植物の栽培を制限し、又は禁止する

- る植物又は容器包装の譲渡又は移動を制限し、又は禁止すること二 有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがあ

理する者に対し、その消毒等の措置を命ずること。る農機具、運搬用具等の物品又は倉庫等の施設を所有し、又は管有害動物又は有害植物が附着し、又は附着しているおそれがあ

几

毒、除去、廃棄等の措置をさせることができる。2 前条第一項の場合において、緊急に防除を行う必要があるため同2 前条第一項の場合において、緊急に対した。

人主

るものとして、農林水産大臣が指定するものをいう。
は有害植物であつて、国内における分布が局地的でなく、又は局地は有害植物であつて、国内における分布が局地的でなく、又は局地第二十二条。この章及び次章で「指定有害動植物」とは、有害動物又は

総合的に講じて行うものをいう。 及びまん延の防止を適時で経済的なものにするために必要な措置を、その発生及び増加の抑制並びにこれが発生した場合における駆除2 この章で「総合防除」とは、有害動物又は有害植物の防除のうち

(総合防除基本指針)

定めるものとする。

するための基本的な指針(以下「総合防除基本指針」という。)を第二十二条の二 農林水産大臣は、指定有害動植物の総合防除を推進)(

- 一 指定有害動植物の総合防除の推進の意義及び基本的な方向
- 事項 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容に関する基本的な
- 業者が遵守すべき事項に関する基本的な事項物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農工指定有害動植物の種類ごとの発生の予防及び当該指定有害動植

四 第二十三条第一項に規定する発生予察事業の対象とする指定有

(指定有害動植物)

(新設)

害動植物その他当該発生予察事業に関する事項

六 第二十四条第一項に規定する異常発生時防除の内容に関する基五 第二十四条第一項に規定する異常発生時の基準に関する事項

七一その他必要な事項本的な事項

を変更するものとする。 | 古の | 国における発生の状況及び動向を踏まえ、少なくとも五年ごとに総 | 国における発生の状況及び動向を踏まえ、少なくとも五年ごとに総 | 大田は、最新の科学的知見並びに指定有害動植物の我が

関し専門の学識経験を有する者の意見を聴かなければならない。うとするときは、都道府県知事及び有害動物又は有害植物の性質に4 農林水産大臣は、総合防除基本指針を定め、又はこれを変更しよ

しなければならない。 ときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知ときは、遅滞なく、これを公表するとともに、都道府県知事に通知

(総合防除計画)

計画(以下「総合防除計画」という。)を定めるものとする。、地域の実情に応じて、指定有害動植物の総合防除の実施に関する、二十二条の三(都道府県知事は、総合防除基本指針に即して、かつ

- 指定有害動植物の総合防除の実施に関する基本的な事項総合防除計画においては、次に掲げる事項を定めるものとする。
- 二 指定有害動植物の種類ごとの総合防除の内容
- 制に関する事項三の第二十四条第一項に規定する異常発生時防除の内容及び実施体

る事項と関する団体その他の農業に関する団体との連携に関すの指定有害動植物の防除に係る指導の実施体制並びに市町村及び

五 その他必要な事項

- 3 都道府県知事は、指定有害動植物のまん延を防止するため必要がいて「遵守事項」という。)を定めることができる。 常二十四条の二及び第二十四条の三第一項におおが発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業物が発生した場合における駆除又はまん延の防止の方法に関し農業が必要が発生のできる。
- に関する団体の意見を聴くよう努めなければならない。 するときは、関係市町村長及び農業者の組織する団体その他の農業 都道府県知事は、総合防除計画を定め、又はこれを変更しようと
- ころにより、農林水産大臣に報告しなければならない。 は、遅滞なく、これを公表するとともに、農林水産省令で定めると 都道府県知事は、総合防除計画を定め、又はこれを変更したとき

(国の発生予察事業)

。以下同じ。)を行うものとする。 生を予察し、及びそれに基づく情報を関係者に提供する事業をいう 調査して、農作物についての有害動物又は有害植物による損害の発 が、有害動物又は有害植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を が、有害動物又は有害植物の繁殖、気象、農作物の生育等の状況を 第二十三条 農林水産大臣は、総合防除基本指針に基づき、発生予察

(国の発生予察事業)

業を行うものとする。第二十三条 農林水産大臣は、指定有害動植物について、発生予察事

(異常発生時防除)

第二十四条 時防除」という。)を行うよう指示することができる。 指定有害動植物の異常発生時の防除に関する措置(以下「異常発生 総合防除基本指針及び当該都道府県の総合防除計画に即して おいて「異常発生時」という。)であつて、 止するため特に必要があると認めるときは、 害動植物が異常な水準で発生したと認められる場合(以下この項に 実施により得た資料に基づき、 農林水産大臣は 前条第 又はその他の事情に鑑み、 項の規定による発生予察事業 その急激なまん延を防 関係都道府県知事に、 指定有 当該

当該指定有害動植物の異常発生時防除を行うべき区域及び期間その除基本指針及び当該都道府県の総合防除計画に即して、速やかに、2 都道府県知事は、前項の規定による指示を受けたときは、総合防

(削る。)

他必要な事項を定めなければならない

臣に報告しなければならない。 たときは、速やかにこれを告示するとともに、その旨を農林水産大る 都道府県知事は、前項に規定する事項を定め、又はこれを変更し

(指導及び助言)

| 第二十四条の二 | 都道府県知事は、第二十二条の三第三項の規定によ

従い、前項の発生予察事業に協力しなければならない。
2 都道府県は、農林水産大臣が都道府県の承諾を得て定める計画に

(防除計画)

ない。
、すみやかに、当該都道府県に関する防除計画を定めなければなら、すみやかに、当該都道府県に関する防除計画を定めなければなら、都道府県知事は、前項の指示を受けたときは、同項の大綱に基き

2

■■植物の種類、防除の内容その他必要な事項を定めなければならない植物の種類、防除の内容その他必要な事項を定めなければならない。割 前項の防除計画には、防除を行うべき区域及び期間、指定有害動

しなければならない。

、速やかにこれを告示するとともに、その旨を農林水産大臣に報告
4 都道府県知事は、第二項の防除計画を定め、又は変更したときは

必要な指導及び助言を行うものとする。
るときは、農業者に対し、当該遵守事項に即した防除を行うために定有害動植物の防除が適正に行われることを確保するため必要があ定有害動植物について遵守事項を定めた場合において、当該指

(勧告及び命令)

第二十四条の三 都道府県知事は、前条の規定による指導又は助言を第二十四条の三 都道府県知事は、前条の規定による指導又は助言をうべきことを勧告することができる。

(新設)

(立入調査等)

させ、又は関係者に質問させることができる。この場合において、において、その職員に、農作物の栽培地に立ち入り、必要な調査を第二十四条の四一都道府県知事は、前二条の規定の施行に必要な限度

らない。その職員は、あらかじめ、当該栽培地の占有者に通知しなければな

に立ち入ろうとする職員について準用する。 2 第十条の十八第二項の規定は、前項の規定により農作物の栽培地

(薬剤及び防除用器具に関する補助

2·3 (略)

(薬剤の譲与等及び防除用器具の無償貸付)

、薬剤及び防除用器具に関する補助

2・3 (略)

(薬剤の譲与等及び防除用器具の無償貸付)

る。 ばい対価で譲渡し、又は防除用器具を無償で貸し付けることができ とするものに対し、防除に必要な薬剤を譲与し、若しくは時価より 四条第四項の規定による告示に係る防除計画に基づき防除を行おう は、地方公共団体、農業者又はその組織する団体であつて、第二十 第二十七条 国は、指定有害動植物の防除のため特に必要があるとき

2~4 (略)

2 \ \ 4

略

(都道府県の発生予察事業)

。) 以外の有害動物又は有害植物について、発生予察事業を行うもによる発生予察事業の対象となるものに限る。第三項において同じ第三十一条 都道府県は、指定有害動植物(第二十三条第一項の規定

2 都道府県知事は、農林水産大臣に対し、前項の規定による発生予のとする。

察事業の内容及び結果を適時に報告しなければならない。

3・4 (略)

(病害虫防除所)

2·3 (略) 第三十二条 (略)

げる事務を行う。 4 病害虫防除所は、第一項に規定する目的を達成するため、次に掲

一~三 (略)

四侵入調査事業に関する事務

五~七 (略)

5~7 (略)

(病害虫防除員)

め、条例で定める区域ごとに、非常勤の病害虫防除員を置く。入調査事業、発生予察事業その他防除に関する事務に従事させるた第三十三条 都道府県は、防除のため必要があると認めるときは、侵

2 (略)

(都道府県の発生予察事業)

物について、発生予察事業を行うものとする。第三十一条都道府県は、指定有害動植物以外の有害動物又は有害植

容及び結果を適時に報告しなければならない。
2 都道府県知事は、農林水産大臣に対し、前項の発生予察事業の内

3 · 4 (略)

(病害虫防除所)

第三十二条 (略)

2·3 (略)

げる事務を行う。 4 病害虫防除所は、第一項に規定する目的を達成するため、左に掲

一~三 (略)

(新 設)

四~六

5~7 (略)

(病害虫防除員)

る区域ごとに、非常勤の病害虫防除員を置く。生予察事業その他防除に関する事務に従事させるため、条例で定め第三十三条 都道府県は、防除のため必要があると認めるときは、発

2 (略)

(交付金)

第三十五条 交付金を交付する。 防除所の運営に要する経費の財源に充てるため、 項の規定による発生予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫 協力するのに要する経費、第二十三条第二項の規定により同条第一 国は、 第十六条の七第二項の規定により侵入調査事業に 都道府県に対し、

2 防除所の運営に関する特別の事情を考慮して政令で定める基準に従 必要性その他侵入調査事業及び発生予察事業への協力並びに病害虫 県において植物の検疫、 つて決定しなければならない。 ついては、 各都道府県の農家数及び農地面積を基礎とし、各都道府 防除及び発生予察事業を緊急に行うことの

第三十五条 予察事業に協力するのに要する経費及び病害虫防除所の運営に要す る経費の財源に充てるため、都道府県に対し、 国は、 第二十三条第二項の規定により同条第一項の発生 交付金を交付する。

農林水産大臣は、前項の規定による都道府県への交付金の交付に 2 ければならない。

第八章

罰則

(交付金

行うことの必要性等を考慮して政令で定める基準に従つて決定しな ついては、 農林水産大臣は、 各都道府県において植物の検疫、 各都道府県の農家数、農地面積及び市町村数を基礎とし 前項の規定による都道府県への交付金の交付に 防除及び発生予察事業を緊急に

第八章 罰則

(新設)

第三十九条 をした者は、 次の各号のいずれかに該当する場合には、 三年以下の懲役又は三百万円以下の罰金に処する。 当該違反行為

たとき。 第六条第 項から第三項まで又は第七条第一 項の規定に違反し

の規定による許可の条件に違反したとき 第七条第五項 (第九条第六項において準用する場合を含む。

の規定による命令に違反したとき。 第七条第六項 (第九条第六項において準用する場合を含む。

兀 るに当たつて不正行為をしたとき 第八条第一 項の規定による検査を受けず 又はその検査を受け

四 第十条第一項の規定に違反し、又は同項の検査を受けるに当つ	四 第十条の十五第二項の規定による命令に違反したとき。
げ、若しくは忌避した者	くは忌避したとき。
同条第一項、第二項若しくは第三項の規定による処分を拒み、妨	同条第一項から第三項までの規定による処分を拒み、妨げ、若し
三 第九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反し、又は	三 第九条第一項若しくは第二項の規定による命令に違反し、又は
	き。
二 第八条第七項又は第十六条の四の規定による命令に違反した者	二 第八条第七項又は第十六条の四の規定による命令に違反したと
るに <u>当つて</u> 不正行為をした者	るに当たつて不正行為をしたとき。
一 第八条第六項の規定による検査を受けず、又はその検査を受け	一 第八条第六項の規定による検査を受けず、又はその検査を受け
円以下の罰金に処する。	をした者は、一年以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
第四十条 次の各号の一に該当する者は、一年以下の懲役又は五十万	第四十一条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為
	条第一項の規定による命令に違反したとき。
四 第十八条第一項の規定による命令に違反した者	三 第十六条の三第二項において準用する第七条第六項又は第十八
るに当つて不正行為をした者	
三 第八条第一項の規定による検査を受けず、又はその検査を受け	(削る。)
む。)の規定による許可の条件に違反した者	る許可の条件に違反したとき。
二 第七条第三項 (第十六条の三第二項において準用する場合を含	二 第十六条の三第二項において準用する第七条第五項の規定によ
違反した者	
条第四項、第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項の規定に	の規定に違反したとき。
一 第六条第一項、第二項若しくは第三項、第七条第一項、第十三	一 第十三条第四項、第十六条の二第一項又は第十六条の三第一項
円以下の罰金に処する。	した者は、三年以下の懲役又は百万円以下の罰金に処する。
第三十九条 次の各号の一に該当する者は、三年以下の懲役又は百万	第四十条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為を
	けるに当たつて不正行為をしたとき。
	五 第十条第一項の規定に違反し、又は同項の規定による検査を受

(新設)	七 第十条の十六の規定に違反して、帳簿に記載せず、若しくは帳
	務の全部を廃止したとき。
(新設)	六 第十条の十第一項の規定に違反して、許可を受けないで検査業
	き。
四 第十条第四項の規定による検査を拒み、妨げ又は忌避した者	五 第十条第四項の規定による検査を拒み、妨げ、又は忌避したと
	査を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
	述をせず、若しくは虚偽の陳述をし、又はこれらの規定による検
(新設)	四 第八条第八項若しくは第十条第六項の規定による質問に対し陳
三 第六条第五項の規定に違反した者	三 第六条第五項の規定に違反したとき。
二 第四条第二項の規定による命令に違反した者	二 第四条第二項の規定による命令に違反したとき。
しくは虚偽の陳述をした者	しくは虚偽の陳述をしたとき。
しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若	しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対し陳述をせず、若
一 第四条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若	一 第四条第一項の規定による検査若しくは集取を拒み、妨げ、若
する。	をした者は、三十万円以下の罰金に処する。
第四十一条 次の各号の一に該当する者は、三十万円以下の罰金に処	第四十二条 次の各号のいずれかに該当する場合には、当該違反行為
	以下の懲役又は五十万円以下の罰金に処する。
	り得た秘密を漏らし、又は自己の利益のために使用した者は、一年
(新設)	2 第十条の十二第一項の規定に違反して、その検査業務に関して知
七 第二十八条の規定に違反した者	七 第二十八条の規定に違反したとき。
よる処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	よる処分を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
六 第十八条第二項の規定による命令に違反し、又は同項の規定に	六 第十八条第二項の規定による命令に違反し、又は同項の規定に
る処分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	る処分を拒み、妨げ、若しくは忌避したとき。
五 第十六条の五の規定による命令に違反し、又は同条の規定によ	五 第十六条の五の規定による命令に違反し、又は同条の規定によ
て不正行為をした者	

(新設)	請求を拒んだ者は、二十万円以下の過料に処する。 為の記載をし、又は正当な理由がないのに同条第二項の規定によるえて置かず、財務諸表等に記載すべき事項を記載せず、若しくは虚第四十五条 第十条の十一第一項の規定に違反して、財務諸表等を備
(新設)	、三十万円以下の過料に処する。第四十四条(第二十四条の三第二項の規定による命令に違反した者は
(新設)	二 第四十一条第一項及び前条 各本条の罰金刑一 第三十九条及び第四十条 五千万円以下の罰金刑する
の罰金刑を科する。 (両罰規定) 「両罰規定)	て当該各号に定める罰金刑を、その人に対して各本条の罰金刑を科定の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しにの従業者が、その法人又は人の業務に関し、次の各号に掲げる規第四十三条 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その
分を拒み、妨げ、若しくは忌避した者	(二 河
(新設)	項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくず、若しくは虚偽の報告若しくは虚偽の物件の提出をし、又は同八(第十条の十八第一項の規定による報告若しくは物件の提出をせ簿に虚偽の記載をし、又は帳簿を保存しなかつたとき。

八十六~百六十 (略)	八十六~百六十 (略)
	加登同一に録法
	新十条の六第一頁(変更登录) 更新の登録を除く。)又は同法 登録検査機関の登録)の登録(万円
(新設) (新設)	植物防疫法(昭和二十五年法律 登録件数 一件につき九 八十五の二 輸出植物等の検査に係る登録検査機関の登録 一〜八十五 (略)
事項。 「お定、指定又は技能証明の」課税標準 税率登記、登録、特許、免許、許可、	事項。 認可、認定、指定又は技能証明の 課税標準 税率登記、登録、特許、免許、許可、
、 、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係 、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九	九条、第二十三条、第二十四条、第三十四条—第三十四条の五関係九条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第十七条の三—第十条、第十条、第十三条、第十五条—第十七条、第二条、第五条、第九別表第一 課税範囲、課税標準及び税率の表(第二条、第五条、第九
現	改 正 案
一人ができる。	

$\overline{}$
傍
線
部
分
ル は
改改
岩
部
八
T

2 · 3 (略)	防除用器具の保管	に必要な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び	三 植物防疫法第二十二条第一項に規定する指定有害動植物の防除	二 (略)	輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫の調査及び研究	一 輸出入植物、病菌害虫が付着するおそれがある輸出入物品又は	第九条 植物防疫所は、次に掲げる事務をつかさどる。	(植物防疫所)	改正案
2 · 3 (略)	器具の保管	な薬剤(薬剤として用いることができる物を含む。)及び防除用	三 植物防疫法第二十二条に規定する指定有害動植物の防除に必要	二(略)	の調査及び研究	一 輸出入植物又は輸入病菌害虫の検査及び取締り並びに病菌害虫	第九条 植物防疫所は、次に掲げる事務をつかさどる。	(植物防疫所)	現行